

静岡市食の安全対策推進事業



基本方針 及び

平成18年度

静岡市 食の安全・安心アクションプラン



静 岡 市

静岡市食の安全対策推進事業

基本方針及び 平成18年度静岡市食の安全・安心 アクションプランの策定にあたって

近年、O-157やノロウイルスによる食中毒の集団発生、BSEや鳥インフルエンザ、輸入野菜などの残留農薬、健康食品による健康被害、食品の偽装表示など食をめぐるさまざまな問題が発生し、食の安全に対する不安が高まっています。

このようなことから国は、平成15年に食品安全基本法を制定し、食品の安全確保のための基本理念を定めるとともに、地方公共団体にはこの基本理念にのっとり、食品の安全確保のための施策を総合的に推進するという責務が課せられることになりました。

そこで、静岡市では、食に関する19の課により「静岡市食の安全対策推進連絡会」を組織し、食の安全の確保と安心の提供に関する施策を総合的に進めてまいりました。

そして今回、生産者、食品等事業者、消費者の方々に参加していただいた「食の安全・安心意見交換会」等で市民の皆様のご意見を伺いながら、静岡市の食の安全対策の進むべき方向として基本方針を定め、その基本方針に沿って平成18年度に市が行う事業をとりまとめたアクションプランを策定しました。

この冊子にお示した基本方針とアクションプランの各施策について、市民の皆様の積極的なご意見をいただければ幸いです。

静岡市長 小嶋 善吉



目 次

静岡市食の安全対策推進事業

第1	基本的な考え方	2
第2	行政及び食品等事業者の責務と役割、消費者の役割	3
第3	推進体制	4
第4	基本方針	5
第5	基本方針の基本的取組みの項目	6
第6	平成18年度静岡市食の安全・安心アクションプラン	
	I 「食の安全の確保のための施策」	8
	II 「食の安心の提供のための施策」	15

参 考

1	静岡市食の安全対策推進連絡会設置要綱	26
2	平成17年度静岡市食の安全・安心意見交換会の開催について	29

静岡市 食の安全対策推進事業



基本的な考え方

今日、私たちが手にする豊富な食品は、生産、製造、加工、貯蔵等の技術の高度化、輸送の広域化、効率化に支えられています。その反面、生産から消費までの過程で使われる飼料、肥料、農薬、抗生物質、添加物や器具、容器の安全性が問題となっています。また、牛海綿状脳症(BSE)、食品の偽装表示、ダイエット食品による健康被害など食品に関する新たな問題が発生し、食に対する消費者の不安や不信は一層高まり、これらの不安や不信の解消への対応が強く求められているところです。

本市においては、食品安全基本法の制定を受け、同法の基本理念にのっとり、府内に「静岡市食の安全対策推進連絡会」を設置し、生産・流通から消費に至る総合的な食の安全に関する施策を展開しています。

食の安全対策の推進に当たっては、消費者の健康の保護を最優先に食の安全の確保を図ることとし、これまでの施策の充実・強化を図るとともに、健康被害が発生してからの事後対応型手法よりも危害要因が消費者に及ばない事前防止型手法に重点をおく必要があります。そのうえで、情報を共有し、意見を交換するなどして、生産者、食品等事業者、消費者及び行政が協働して食の「安全の確保」と「安心の提供」を図るものとします。



行政及び食品等事業者の 責務と役割、消費者の役割

■ 行政の責務と役割 ……

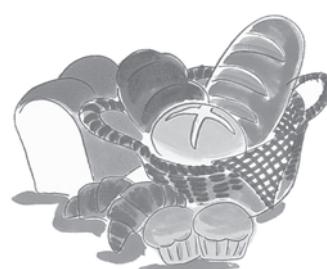
国・県等及び民間団体との相互の連携等強化に努め、関係部・課が一体となって、市内における生産から消費に至る各段階の食品の安全・安心を確保するために施策を構築し、実施するとともに、正しい知識の普及に努めます。

■ 生産者及び食品等事業者の責務と役割 ……

関係法令等を守り、生産・採取、加工・製造、流通段階における食品等の適切かつ自主的な衛生管理及び品質表示等の正確な情報提供や消費者との相互の理解に努めます。

■ 消費者の役割 ……

生産者、食品等事業者及び行政との交流を通じた相互理解や食の安全・安心に関する知識を深め、食品の安全性の確保について積極的に意見を表明するように努めます。

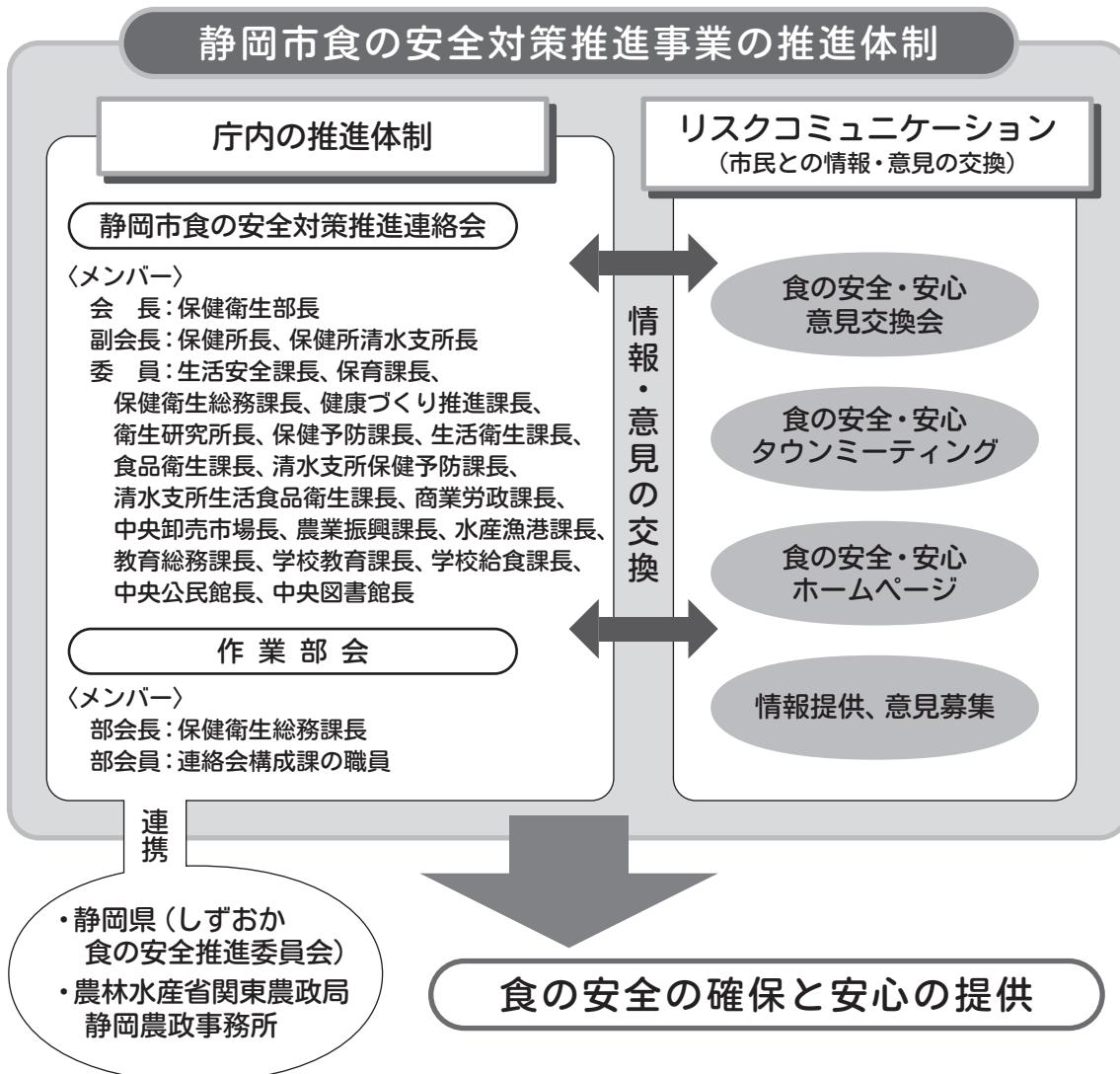


推進体制

「庁内の推進体制」と「リスクコミュニケーション」の2本の柱により、静岡市の食の安全対策事業を推進していきます。

庁内の推進体制としては、市民局(市民生活部)、保健福祉局(福祉部、保健衛生部)、経済局(商工部、農林水産部)、教育委員会事務局の関係課で構成する「静岡市食の安全対策推進連絡会」を設置し、生産・流通から消費に至る食品等の安全確保に関する施策を検討協議、実施する体制をとっています。

リスクコミュニケーションは、生産者、食品等事業者、消費者及び学識経験者で構成する食の安全・安心意見交換会を開催するとともに、タウンミーティングやホームページ等により市民、行政間の情報、意見の交換を推進していきます。



基本方針

「食の安全の確保のための施策」と「食の安心の提供のための施策」の2つを施策の柱に、生産、調理、製造、加工、流通、販売、消費の各行程にそって事業を展開していきます。

「食の安全の確保のための施策」

- 1 ● 生産段階における支援や助言、指導を進めます。
- 2 ● 調理・製造・加工段階における監視指導を強化します。
- 3 ● 流通・販売段階における監視指導を強化します。
- 4 ● 試験・検査技術の充実を図ります。

「食の安心の提供のための施策」

- 1 ● 食の安全に関する情報の提供、公開を推進します。
- 2 ● 食の安全に関する連携と意見交換を推進します。
- 3 ● 食品表示の適正化を推進します。
- 4 ● 地産地消を推進します。
- 5 ● 食の安全に関する教育・啓発を推進します。



基本方針の 基本的取組みの項目

「食の安全の確保のための施策」

1 ● 生産段階における支援や助言、指導を進めます。

- ① 生産資材の安全管理・適正使用を啓発します。
- ② 減農薬、減化学肥料栽培を促進し、エコファーマーを推進します。
- ③ トレーサビリティシステムの導入を推進します。
- ④ 生産段階でのモニタリング検査(収去検査)を強化します。

2 ● 調理・製造・加工段階における監視指導を強化します。

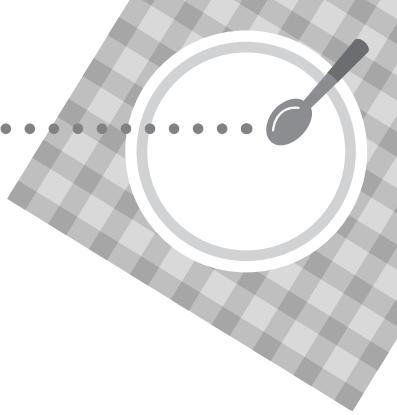
- ① H A C C P の導入を推進、支援します。
- ② 危害分析に基づき、重点監視指導を強化します。
- ③ 調理、加工等の従事者に対する衛生講習を充実します。
- ④ 食品等の収去検査を強化します。

3 ● 流通・販売段階における監視指導を強化します。

- ① 輸入食品など管轄外流通食品の収去検査及び監視指導を強化します。
- ② いわゆる健康食品の買上げ検査を実施します。
- ③ 食品や健康食品等について速やかな情報伝達・連携を図り、健康被害の未然防止と拡大防止に努めます。
- ④ 食品保管施設や食品販売施設の安全管理の指導を強化します。

4 ● 試験・検査技術の充実を図ります。

- ① 製品検査の業務管理要領(G L P)に則った検査を実施します。
- ② 検査項目を増やす検討や食の安全を確認する調査を実施します。



「食の安心の提供のための施策」

1 ● 食の安全に関する情報の提供、公開を推進します。

- ① 生産・流通から消費に至る食の安全に関する情報の収集、提供、公開に努めます。

2 ● 食の安全に関する連携と意見交換を推進します。

- ① 消費者の意見を求め、その意見を施策に反映させるよう努めます。
- ② 生産者、流通・販売者及び消費者との連携強化を図り、情報の共有化による食の「安心の提供」に努めます。
- ③ 生産者と消費者の意見交換会を企画し、食の安全の確保に関する相互の理解を深めます。

3 ● 食品表示の適正化を推進します。

- ① 農畜水産物表示等の適正化推進事業に協力し、消費者の安心の選択に応えます。
- ② 食品の表示の監視指導を強化します。
- ③ 食品表示消費者研修会を実施します。
- ④ 食品表示モニター制度を実施します。

4 ● 地産地消を推進します。

- ① 生産者、食品等事業者、消費者等の交流活動を推進し、生産と消費が身近で目に見える「地産・地消」の推進に努めます。

5 ● 食の安全に関する教育・啓発を推進します。

- ① 学校等と連携し、教育活動を通して、食の安全への関心を深めます。
- ② 関係各課の連携により食育活動を推進します。
- ③ 各種教室、講演会、講習、体験、イベント等を開催し、正しい知識の普及に努めます。

平成18年度 静岡市食の安全・安心アクションプラン

I 「食の安全の確保のための施策」

1 ● 生産段階における支援や助言、指導を進めます。

- (1) 生産資材(農薬、肥料、飼料、動物用医薬品など)の安全管理・適正使用に関する啓発等に努めます。
- ① 農薬及び肥料の適正使用の啓発 <農業振興課>
 - ・農薬危害防止運動の実施(ポスター掲示)
 - ② 飼料、飼料添加物、動物用医薬品の適正使用の啓発
 - <農業振興課・水産漁港課>
 - ・飼料、飼料添加物、動物用医薬品の適正使用に関する情報を生産者に周知するよう努めます。
 - ③ 生産資材の安全管理・安全使用の啓発 <農業振興課>
 - ・農薬危害防止運動の実施(ポスター掲示)
- (2) 減農薬、減化学肥料栽培を促進し、環境に配慮した農業生産(エコファーマー)を推進します。<農業振興課>
- ・持続性の高い農業生産方式の導入(認定事業)
 - ・クリーン野菜産地育成事業(補助)
- (3) 生産履歴情報把握制度(トレーサビリティシステム)の導入を推進します。
- ① 県、関係団体と連携し、生産・栽培履歴の記録と情報の開示の取組みを啓発し、推進します。<農業振興課>
 - ② 家畜や畜産物の衛生対策を支援します。<農業振興課>
 - ・死亡獣畜等処理事業補助金
 - ・家畜防疫対策事業補助金(予防接種・検査料等の補助)
- (4) 農政部局と連携し、生産段階でのモニタリング検査(収去検査)を強化します。<食品衛生課・生活食品衛生課>
- ・鶏卵、蜂蜜の収去検査

〈計画数〉

事業名又は計画事項	18年度計画数	17年度計画数 または実績	16年度実績
持続性の高い農業生産方式の導入(認定事業)	15件	35件	39件
クリーン野菜産地育成事業(補助)	5件	2件	—
死亡獣畜等処理事業補助金	牛70頭	牛50頭	牛57頭
家畜防疫対策事業補助金(予防接種・検査料等の補助)	農家等70件	農家等65件	農家等63件
鶏卵、蜂蜜の収去検査	18件	18件	18件



2 ● 調理・製造・加工段階における監視指導を強化します。

(1) 危害分析・重要管理点方式(HACCP)の導入を推進、支援します。

〈食品衛生課〉

- HACCP取得予定者の指導

(2) 危害分析に基づき、重点監視指導を強化します。

① 学校、病院、老人保健施設等の集団給食施設への監視指導の強化

〈食品衛生課・生活食品衛生課〉

- 監視指導計画に基づく監視指導

② 食中毒ハイリスク施設(旅館、弁当屋、大規模飲食店等)の重点監視

〈食品衛生課・生活食品衛生課〉

- 夏季・年末一斉監視等

③ 食品製造業者に対する監視指導の強化〈食品衛生課・生活食品衛生課〉

- 一斉監視、通常監視

④ 食鳥検査の実施〈食品衛生課〉

- 大規模食鳥処理場での検査

- 認定小規模施設での検査

⑤ 食品等事業者の自主衛生管理体制(各種記録の保管、製品の自主検査等を含む。)の推進〈食品衛生課・生活食品衛生課〉

- 施設監視時及び衛生講習会時に指導

⑥ 学校給食の食材の安全の確保を図る。〈学校給食課〉

- 学校給食食材の購入方法の確立

18~20年度学校給食物資納入業者登録の実施

18~20年度登録申請時の書類審査・立入検査

- 学校給食食材の安全確認

物資納入委員会による書類審査及び現物選定(葵区・駿河区)

各調理場における現物確認

各調理場の栄養士等による書類審査及び現物選定(清水区)

- 学校給食食材納入業者への指導の徹底

追加登録施設への立入検査・助言指導

- 学校給食食材納入業者の選定

18~20年度学校給食物資納入業者登録の実施

18~20年度登録申請時の書類審査・立入検査

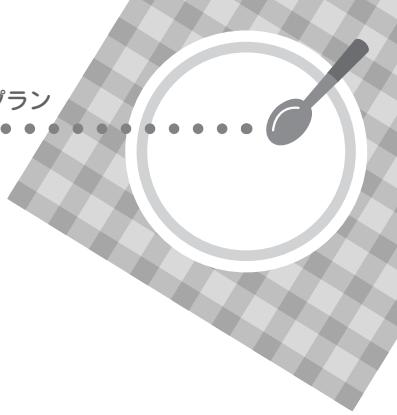
⑦ 中央卸売市場における加工・保存・流通の行動指針を集約し、指導を強化

〈中央卸売市場〉

第6



- (3) 調理、加工等の従事者に対する衛生講習を充実します。
- ① 食品等事業者に対する衛生講習会の開催〈食品衛生課・生活食品衛生課〉
 - ・食品等事業者に対する衛生講習会の開催
 - ② 給食担当職員、教職員、保育士、栄養士、調理員に対する食の安全指導・啓発〈学校給食課・学校教育課・保育課〉
 - ・給食担当職員に対する食の安全指導〈学校給食課・学校教育課〉
 - 学校給食事務説明会の開催(食中毒防止、衛生管理改善充実)
 - 学校給食衛生責任者研修会の開催
 - 学校給食衛生研修会「食中毒防止講習会」の開催
 - 学校給食衛生管理研修会の開催
 - ・教職員に対する食の安全指導〈学校給食課・学校教育課〉
 - 栄養士協議会の開催
 - ・保育園児及び児童・生徒の健康づくりに役立つ給食の提供
 - 〈保育課・学校給食課〉
食育に配慮した献立メニューで作成する。
 - ・調理担当者の資質向上のための研修会〈保育課〉
 - 保育園給食関係者研修会の開催
 - 新規採用者研修会の開催
 - 調理研修会の開催
 - ・給食関係者の意識啓発等のための保育園巡回〈保育課〉
 - 給食巡回指導
 - ③ 従業員の意識付けと知識を強化するための教育指導〈中央卸売市場〉
 - ・「食品講座」、「食品衛生法改正説明会」の開催
- (4) 食品等の収去検査を強化します。
- 〈食品衛生課・生活食品衛生課・衛生研究所〉
 - ・食品製造業者に対する食品の収去検査の実施



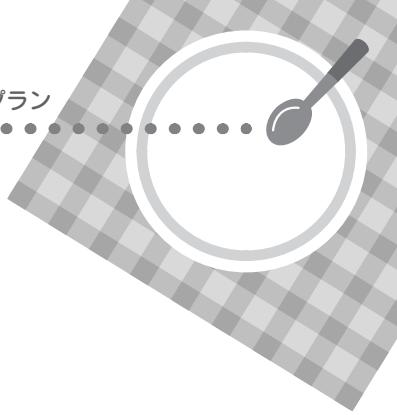
<計画数>

事業名又は計画事項	18年度計画数	17年度計画数 または実績	16年度実績
H A C C P 取得予定者の指導	6回	6回	4回
監視指導計画に基づく監視・指導	450件	330件	473件
夏季・年末一斉監視等(旅館、弁当屋、大規模飲食店)	1,500件	1,478件	1,863件
一斉監視、通常監視	1,820件	2,004件	2,183件
大規模食鳥処理場での検査	416回 110万羽	416回 110万羽	536回 130万羽
認定小規模施設での検査	11回	11回	20回
18~20年度学校給食物資納入業者登録の実施 (登録申請時の書類審査・立入検査)	3年に1回	3年に1回	3年に1回
物資納入委員会による書類審査及び現物選定 (葵区・駿河区)	月1回	月1回	月1回
各調理場における現物確認	毎日	毎日	毎日
各調理場の栄養士等による現物選定(清水区)	毎日	毎日	毎日
追加登録施設への立入検査・助言指導	申請数	—	1件
食品等事業者に対する衛生講習会の開催	100回 5,000人	127回 7,677人	185回 8,376人
学校給食事務説明会の開催 (食中毒防止、衛生管理改善充実)	1回 160人	1回 160人	1回 160人
学校給食衛生責任者研修会の開催	1回 60人	1回 64人	1回 60人
学校給食衛生研修会「食中毒防止講習会」の開催 (夏季)(葵区・駿河区)	4回 230人	4回 236人	4回 230人
学校給食衛生研修会「食中毒防止講習会」の開催 (夏季)(清水区)	1回 140人	1回 143人	1回 140人
学校給食衛生管理研修会の開催	9回 190人	9回 196人	5回 50人
栄養士協議会の開催	4回 40人	4回 40人	4回 40人
保育園給食関係者研修会の開催:年1回	5回 180人	5回 163人	1回 44人
新規採用者研修会の開催:年1回			
調理研修会の開催:年3回			
給食巡回指導	100回 130施設	103回 128施設	37回 88施設
「食品講座」、「食品衛生法改正説明会」の開催	要望数	—	3回
食品製造業者に対する食品の収去検査の実施	928件	680件	773件



3 ● 流通・販売段階における監視指導を強化します。

- (1) 輸入食品など管轄外流通食品の収去検査及び監視指導を強化し、安全の確認に努めます。〈食品衛生課・生活食品衛生課〉
 - ・輸入食品や広域流通食品の収去検査の実施
- (2) いわゆる健康食品の買上げ検査を実施します。
 - 〈生活衛生課・生活食品衛生課・衛生研究所〉
 - ・健康食品が医薬品成分を含有しているかどうかの検査
- (3) 食品や健康食品及び機能性食品などについて速やかな情報収集、伝達、連携を図り、健康被害の未然防止と拡大防止に努めます。
 - ① 消費者に対し食品や飲食危害に関する情報を提供〈食品衛生課〉
 - ② 食中毒事件等の速やかな公表〈食品衛生課〉
 - ③ 飲食に起因する新たな危害が発生した場合、詳細で正確な情報を提供する。〈衛生研究所〉
 - ④ 食品に関する感染症発生時の拡大防止〈保健予防課・支所保健予防課〉
 - ～食品と関係が深いO-157等の感染症発生時に、食品衛生課及び生活食品衛生課と連携して、感染拡大防止を図る。～
 - ・O-157等発生時対策連絡会の開催
 - ⑤ 国、県及び静岡市関係課との連携を強化し、卸、仲卸業者等への情報伝達の迅速化を図る。〈中央卸売市場〉
 - ・研修会（「品質表示の適正化」「BSE対策について」「ユビキタス食品の安全安心」）の開催
- (4) 卸売市場などの食品保管施設・場所、デパートなどの食品販売施設等における食品の安全管理の指導を強化します。
 - ① 食品保管施設・場所の安全強化〈中央卸売市場〉
 - ・使用水の安全確保及び排水、廃棄物処理の衛生管理の強化
 - ・卸売場の低温化の推進
 - 仲卸売場、保管場所の低温化の推進
 - 物品の品質管理の強化
 - ② デパート、スーパーマーケット等食品販売施設での温度管理等の監視指導を強化します。〈食品衛生課・生活食品衛生課〉
 - ・衛生点検票の確認、放射温度計による測定等



〈計画数〉

事業名又は計画事項	18年度計画数	17年度計画数 または実績	16年度実績
輸入食品や広域流通食品の収去検査の実施 (葵区・駿河区)	監視10,000件 収去80件	監視10,384件 収去75件	監視9,600件 輸入食品85件
輸入食品の収去検査の実施(清水区)	監視2,600件 収去3件	監視2,600件 収去3件	監視2,600件 収去3件
健康食品が医薬品成分を含有しているかどうかの検査	実施数	11検体	16検体
O-157等発生時対策連絡会の開催(葵区・駿河区)	発生時開催数	9回	8回
O-157等発生時対策連絡会の開催(清水区)	発生時開催数	2回	8回
衛生点検票の確認、放射温度計による測定等	350件	353件	314件



食品施設の拭取り検査



第6

4 ● 試験・検査技術の充実を図ります。

(1) 製品検査の業務管理要領(G L P)に則った検査を実施します。

〈衛生研究所〉

- ① 食品衛生法で規格基準が定められている食品の検査
- ② 市が指導基準を定めている食品の検査

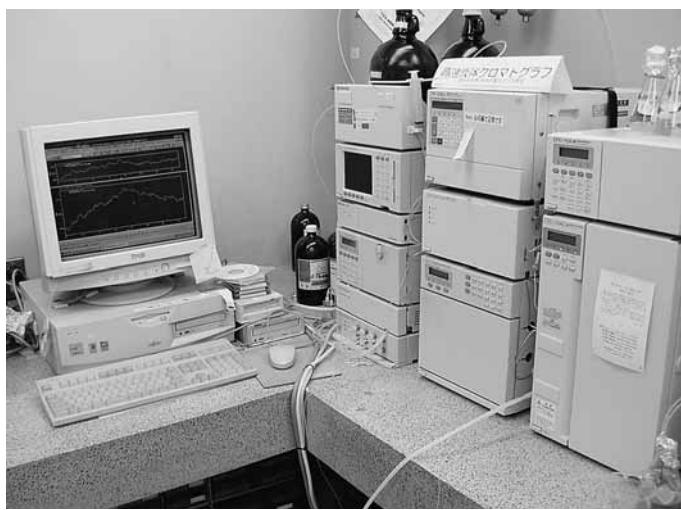
(2) 検査項目を増やす検討や食の安全を確認する調査を実施します。

〈衛生研究所〉

- ① 公定法が定められていない微生物及び化学物質等の検査法の検討
- ② 農薬検査項目を増やすための検討
- ③ 加工食品中の重金属類や残留農薬の含有量調査

〈計画数〉

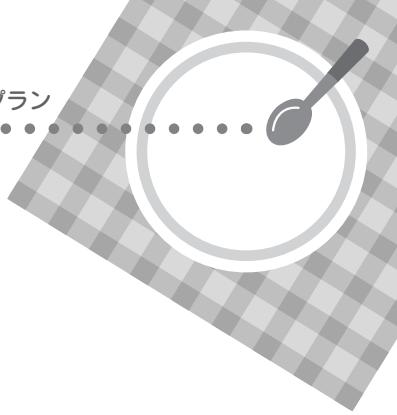
事業名又は計画事項	18年度計画数	17年度計画数 または実績	16年度実績
食品衛生法で規格基準が定められている食品の検査	320 検体理化 270 検体微生物	370 検体理化 310 検体微生物	414 検体理化 315 検体微生物
市が指導基準を定めている食品の検査	300 検体微生物	360 検体微生物	330 検体微生物



理化学検査(衛生研究所)



スタンプ培地



II 「食の安心の提供のための施策」

1 ● 食の安全に関する情報の提供、公開を推進します。

(1) 生産・流通から消費に至る食の安全に関する情報の収集、提供、公開に努めます。

- ① 食の安全に関する情報の収集及び表示の指導強化 <中央卸売市場>
 - ・食品表示講習会
- ② 特集コーナーを利用しての関連図書の展示による知識の普及
 - <中央図書館>
 - ・日本十進分類法の書棚とは別に特集コーナーの展示
- ③ 食品衛生課の収集資料のうち公開可能なものの図書館への提供と、図書館を通じた広範な市民への提供 <中央図書館>
 - ・提供資料を図書館資料として登録やファイル化し、参考室で郷土資料やリーフレットで提供
- ④ 図書館における「食の安全」に関する資料の収集・提供 <中央図書館>
 - ・毎週発刊される本の購入
- ⑤ 食に関する問い合わせ(レファレンス)に対する適切な資料及び関係機関の紹介 <中央図書館>
 - ・市民の調べ物お手伝いサービス(レファレンスサービス)
- ⑥ 消費者グループ、消費生活モニター等へのパンフレット等の配布
 - <生活安全課>
- ⑦ 広報紙への掲載やホームページ等による情報(他課提供資料)提供
 - <生活安全課>
- ⑧ 生活安全課の情報コーナーへのパンフレット等(他課提供)の掲示等
 - <生活安全課>
- ⑨ J A S 法等の表示に関する資料や新聞記事の収集・整理 <生活安全課>
- ⑩ 食の安全に関する新聞記事の収集・整理 <生活安全課>
- ⑪ 食の安全に関する情報の公開及び提供(パンフレットの配布、広報への掲載等) <生活安全課>
- ⑫ 静岡市食生活改善推進員による地区活動 <健康づくり推進課>
 - ・各支部で開催する調理実習の実施(ボランティア活動)
- ⑬ 外食料理栄養成分表示に併せて有益な情報を示す。<食品衛生課>
 - ・パンフレットの作成・配布

第6

⑭ 食品の安全に関する情報の収集、整理及び提供

〈食品衛生課・生活食品衛生課〉

⑮ 収去検査結果及び違反者への処置等を公表

〈食品衛生課・生活食品衛生課〉

⑯ 静岡市食の安全・安心ホームページの更新〈保健衛生総務課〉

⑰ 食の安全・安心に関する図書、ビデオ等の購入〈保健衛生総務課〉

- ・図書の購入

- ・ビデオの購入

⑯ 食の安全対策推進事業のパンフレット等の作成、配布〈保健衛生総務課〉

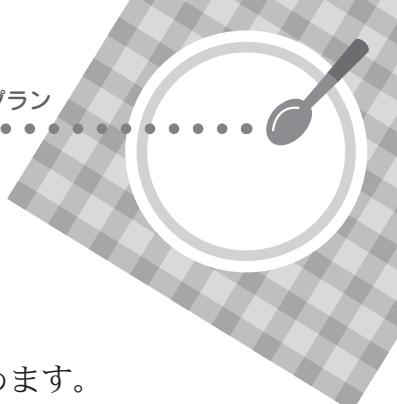
- ・食の安全教室用冊子の作成、配付

- ・パンフレット等の作成、配布

〈計画数〉

事業名又は計画事項	18年度計画数	17年度計画数 または実績	16年度実績
食品表示講習会	実施数	—	3回
日本十進分類法の書棚とは別に特集コーナーの展示(図書館蔵書)	2回	1回	—
毎週発刊される本の購入(図書館蔵書)	約120冊	約120冊	—
静岡市食生活改善推進協議会各支部で開催する調理実習の実施(ボランティア活動)	3,000回	3,000回	3,015回
外食料理栄養成分表示のパンフレットの作成・配布	1種類2,000枚	1種類2,000枚	1種類2,000枚
図書の購入	10冊	10冊	8冊
ビデオの購入	3本	3本	8本
食の安全教室用冊子の作成・配付	1種類2,000冊	1種類1,000冊	—
食の安全対策推進事業のパンフレット等の作成・配布	1種類5,000枚	1種類500冊	2種類10,000枚





2 ● 食の安全に関する連携と意見交換を推進します。

- (1) 消費者の意見を求め、その意見を施策に反映させるよう努めます。
- ① 消費者グループや消費生活モニターによる意見交換会を実施する。
＜生活安全課＞
 - ② 関係課が主催する消費者団体・消費生活モニターとの情報交換会の連絡調整＜生活安全課＞
 - ③ 食の安全・安心意見交換会の開催＜保健衛生総務課＞
 - ④ 監視・指導・収去計画の公表に際し、消費者の意見を求め、その意見を反映する。＜食品衛生課・生活食品衛生課＞
 - ・ホームページを通じて監視指導計画（案）を公表し、意見を求める。
 - ⑤ 消費者、食品等事業者との間で意見交換を実施
＜食品衛生課・生活食品衛生課＞
 - ・市政ふれあい講座等の参加者から意見を求める。
 - ⑥ 食の安全・安心タウンミーティングの開催＜保健衛生総務課＞
- (2) 生産者、流通・販売者及び消費者との連携強化を図り、情報の共有化による食の「安心の提供」に努めます。
- ① 「静岡市商店会連盟」「静岡市清水商店街連盟」の総会、各種会合等において、連絡会の趣旨を説明し、連携を図る。＜商業労政課＞
 - ② 「静岡大型店・スーパーマーケット連絡会」の各種会合、研修会等において、連絡会の趣旨を説明し、連携を図る。＜商業労政課＞
- (3) 生産者と消費者の意見交換会を企画し、食の安全の確保に関する相互の理解を深めます。
- ① しいたけ菌打ち体験など、自然体験、農体験を通して正しい知識の普及を図る。＜教育総務課＞
 - ・親子野遊び塾の開催

〈計画数〉

事業名又は計画事項	18年度計画数	17年度計画数 または実績	16年度実績
食の安全・安心意見交換会の開催	2回	2回	—
市政ふれあい講座等の参加者から意見を求める。	実施数	11回	9回
食の安全・安心タウンミーティングの開催	2回 100人	1回 50人	2回 156人
親子野遊び塾の開催	春季 2回	春季 2回	春季 2回



3 ● 食品表示の適正化を推進します。

(1) 農畜水産物表示等の適正化推進事業に協力し、消費者の安心の選択に応えます。

- ① 関係機関の行う原産地等の表示適正化推進事業に協力する。

〈農業振興課・水産漁港課〉

- ・ポスター掲示、パンフレットの配布

(2) 食品の表示の監視指導を強化します。

① 食品販売店への立入時に、健康食品や保健機能食品等の表示のチェックを行い、違反の排除を推し進める。〈食品衛生課・生活食品衛生課〉

- ・食品販売店立ち入り時の指導

② 遺伝子組換え食品、アレルギー物質含有食品の表示指導の強化

〈食品衛生課・生活食品衛生課〉

- ・衛生講習会時に指導、当該食品収去時の指導

- ・ホームページに掲載

③ 厚生労働省、県等からの無承認無許可医薬品発見情報を速やかに食品衛生課へ提供する。〈生活衛生課・生活食品衛生課〉

- ・厚生労働省や他県の通報による調査と広告の改善指導

④ 健康食品、保健機能食品等の表示の確認及び食品衛生法に違反する表示等を発見した場合の情報提供

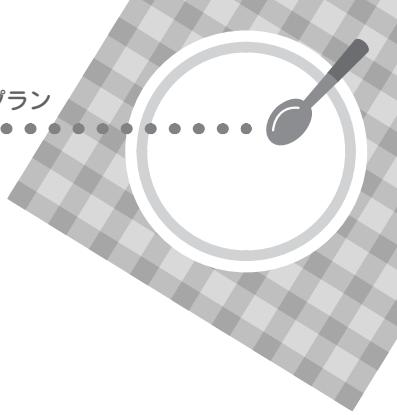
(ドラッグストア等への立ち入り時に、健康食品や保健機能食品等の表示が適正に行われているかどうかのチェックを併せて行い、違反を発見した時は、速やかに食品衛生課へ情報提供する。)

〈生活衛生課・生活食品衛生課〉

- ・医薬品一般販売店の一斉監視指導と立入検査

(3) 食品表示消費者研修会を実施します。〈保健衛生総務課〉

(4) 食品表示モニター制度を実施します。〈保健衛生総務課〉



〈計画数〉

事業名又は計画事項	18年度計画数	17年度計画数 または実績	16年度実績
食品販売店立ち入り時の指導	1,500件	1,470件	1,780件
衛生講習会時に指導、当該食品収去時の指導	100回	104回	108回
厚生労働省や他県の通報による調査と広告の改善指導(葵区・駿河区)	実施数	5件	8件
厚生労働省や他県の通報による調査と広告の改善指導(清水区)	実施数	1件	8件
医薬品等の販売店に対して立入検査と指導(葵区・駿河区)	140件前後	140件	41件
医薬品等の販売店に対して立入検査と指導(清水区)	50件前後	53件	14件
食品表示消費者研修会の実施	2回 60人	2回 50人	1回 29人
食品表示モニター制度の実施	30人	—	—



食品販売店の立入検査



食品表示消費者研修会

4 ● 地産地消を推進します。

(1) 生産者、食品等事業者、消費者等の交流活動を推進し、生産と消費が身近で目に見える「地産・地消」の推進に努めます。

- ① 地場農畜産物の消費拡大を目指した活動を支援していく。

＜農業振興課＞

- ・農業まつりへの補助

- ・各種品評会へ市長賞の授与

- ② 農業への理解と地域農畜産物消費拡大を目指した農業フェアや畜産まつりを助成する。〈農業振興課〉

- ・農業まつりへの助成

- ・畜産まつりへの助成

- ③ 小学生を対象に「お茶の美味しい入れ方教室」を継続的に実施し、本市特産品のお茶への理解を深めていく。〈農業振興課〉

- ・お茶の美味しい入れ方教室の開催

- ④ 水産関係団体と連携し、地産地消の支援に努める。〈水産漁港課〉

- ・水産関係まつりに助成し、地産地消の支援に努める。

- ⑤ イベント等を活用し、漁業者・加工業者等と消費者との交流活動を促進する。〈水産漁港課〉

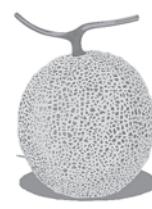
- ⑥ 食に関するイベント等を活用した生産者・事業者と消費者の交流活動の促進〈農業振興課〉

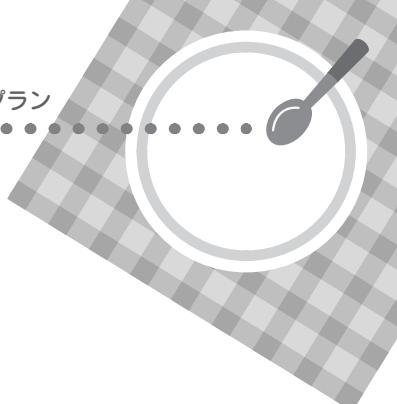
- ・農業まつりへの補助

- ・畜産まつりへの補助

- ⑦ 地産地消を学ぶ講座〈中央公民館〉

- ・各地区で地産地消を学ぶ講座の開催(いちご、みかん、お茶等)





〈計画数〉

事業名又は計画事項	18年度計画数	17年度計画数 または実績	16年度実績
農業まつりへの補助	2回	2回	2回
各種品評会へ市長賞の授与	21回	21回	21回
お茶の美味しい入れ方教室の開催	45校 延べ2,500人	41校 79クラス 延べ2,366人	26校 61クラス 延べ1,796人
水産関係まつりに助成し、 地産地消の支援に努める。	1回	1回	1回
イベント等を活用し、漁業者・加工業者等と 消費者との交流活動を促進する。	1回	1回	1回
畜産まつりへの補助	1回	1回	1回
各地区で地産地消を学ぶ講座の開催	5講座103人	5講座103人	3講座64人



野菜の洗浄作業



食の安全・安心意見交換会





5 ● 食の安全に関する教育・啓発を推進します。

(1) 学校等と連携し、教育活動を通して、食の安全への関心を深めます。

- ① 教育委員会と連携した食育の推進を図る。〈衛生研究所・生活衛生課・食品衛生課・生活食品衛生課・学校給食課・静岡農政事務所〉
 - ・食の安全教室の開催（小中学生を対象）
- ② 学校、幼稚園及び保育所等と連携した食育活動を行う。

〈健康づくり推進課・保育課〉

- ・食育事業の実施〈健康づくり推進課〉
- ・保育園の食育研修〈保育課〉

- ③ 栄養職員等による食の安全指導の実施〈学校給食課〉
 - ・小中学校で小中学生を対象に栄養指導の実施

- ④ 消費者を対象とした講習会の開催（衛生講習会・市政ふれあい講座）

〈食品衛生課・生活食品衛生課〉

- ・市政ふれあい講座、食の安全講演会の実施

(2) 関係各課の連携により食育活動を推進します。

- ① 消費者を対象とした各種講座、講演会の開催〈生活安全課〉
 - ・くらしの一日講座、親子消費者教室などの中で適宜実施

- ② JAS制度や牛肉のトレーサビリティの研修会〈生活安全課〉
 - ・消費生活モニター研修会でJAS制度や牛肉のトレーサビリティの研修を実施

(3) 各種教室、講演会、講習・体験、イベント等を開催し、正しい知識の普及に努めます。

- ① 感染症（食品由来のものを含む。）の感染様式、予防方法について、正しい知識の普及を図る。（講習会、市政ふれあい講座等）

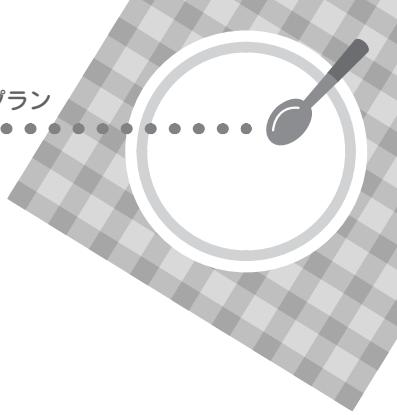
〈保健予防課・清水支所保健予防課〉

- ・「O-157について知ろう」「食べ物からの感染を防ぐため」の講座の開催、広報への掲載、老人、保育園、学校への予防の情報提供

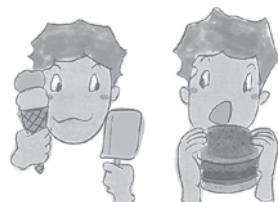
- ② 食品添加物や細菌などの検査に関する市民講座の開催〈衛生研究所〉
- ③ イベント等を利用して、地場産品を活用した魚料理教室の開催

〈水産漁港課〉

- ・産業フェアにおける魚料理教室の開催



- ④ 弥生人グルメ(弥生時代の食の体験)の開催 <教育総務課>
 - ・弥生人グルメ(当時の食事を再現し、土器を使用した料理の実施)の開催
- ⑤ 野外活動における基本的知識の研修で、自然環境の大切さに目を向けたり、野草や野菜を使った野外炊飯を楽しみながら地域の食文化に触れたりする。<教育総務課>
 - ・トムソーや事業の開催：四季のキャンプ(スプリングキャンプ、南アルプスチャレンジキャンプ、オータムキャンプ、ウインターフィルム)
- ⑥ 学校利用におけるそば打ち、バター作り教室等で正しい知識を普及する。
 - ・小中学校の野外活動の開催
- ⑦ 料理教室(地場産品、郷土料理、雑穀、みそ、手打ちそば、エコ、男性向け)<中央公民館>
 - ・各料理教室の開催
- ⑧ 親子農業体験・親子漁業体験の開催<中央公民館>
- ⑨ 食育を子供や保護者に正しく理解してもらうセミナー「安全なの？安心なの？」の実施<中央公民館>
 - ・家庭教育学級の開催
- ⑩ 静岡のお茶を知る講座の開催<中央公民館>
- ⑪ 食に関する団体との連携講座<中央公民館>
 - ・静岡市食生活改善推進協議会やクッキングクラブとの連携講座の開催
- ⑫ 各講習会時、消費者に普及啓発を行う。<健康づくり推進課>
 - ・各保健福祉センターで実施するB型リハビリ教室(介護保険非該当者)や各事業の実施
 - ・静岡市食生活改善推進協議会や養成講座受講生を対象とする講座の開催



第6

〈計画数〉

事業名又は計画事項	18年度計画数	17年度計画数 または実績	16年度実績
食の安全教室の開催	25校2,000人	26校2,190人	5校695人
食育事業の実施	10回300人	10回300人	10回554人
保育園の食育研修	6回100人	8回254人	1回
小中学校で小中学生を対象に栄養指導の実施	指導582件	指導582件	指導389件
市政ふれあい講座、食の安全講演会の実施	実施数	11回676人	8回289人
くらしの一日講座、親子消費者教室などのなかで適宜実施	1回	1回	3回
消費生活モニター研修会でJAS制度や牛肉のトレーサビリティの研修の実施	1回	1回	1回
食品添加物や細菌などの検査に関する市民講座の開催	実施数	1回	2回
産業フェアにおける魚料理教室の開催	1回	1回	1回
「弥生人グルメ」の開催	1回20人程度	1回18人	1回19人
トムソーヤ事業(四季のキャンプ)の開催	4回	4回	4回
小中学校の野外活動の開催	10回	8回	20回
各料理教室の開催	75講座1,573人	75講座1,573人	71回1,473人
親子農業体験・親子漁業体験の開催	5講座176人	5講座176人	4講座150人
家庭教育学級の開催	5講座170人	5講座170人	4講座216人
静岡のお茶を知る講座の開催	16講座371人	16講座371人	5講座100人
静岡市食生活改善推進協議会やクッキングクラブとの連携講座の開催	12講座255人	12講座255人	7講座180人
静岡市食生活改善推進協議会や養成講座受講生を対象とする講座の開催	9回280人	9回280人	12回420人



食の安全教室

参 考



静岡市食の安全対策推進連絡会 設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、生産・流通から消費に至る食品等の安全確保に関する施策を関係部署が連携して検討協議することにより、関係部署相互の協力体制の強化及び市民からの相談等への対応のいっそうの充実を図り、もって市民の食の安全を確保するため、静岡市食の安全対策推進連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生産・流通から消費に至る食品等の安全の確保のための対策のうち、複数の課の所管にわたるものに関する基本的事項
- (2) 関係部署相互の連携及び協力に関する事項
- (3) 情報の収集及び交換に関する事項
- (4) 前3号に定めるもののほか、必要と認める事項

(組織)

第3条 連絡会は、保健福祉局保健衛生部長、保健所長及び保健所清水支所長並びに別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 連絡会に会長及び副会長を置き、会長は保健福祉局保健衛生部長を、副会長は保健所長及び保健所清水支所長をもって充てる。

- 2 会長は、連絡会の会務を総理し、連絡会を代表する。
- 3 会長は、連絡会の会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順位によりその職務を代理する。

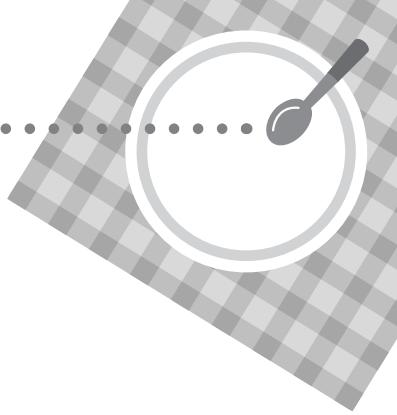
(会議)

第5条 連絡会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(作業部会)

第6条 第2条の所掌事務について、必要な情報及び資料の収集並びにその整理その他の作業を行うため、連絡会に作業部会を置く。



- 2 作業部会は、保健福祉局保健衛生部保健衛生総務課長及び別表に掲げる職にある者が指名する職員をもって組織する。
- 3 作業部会に部会長を置き、保健福祉局保健衛生部保健衛生総務課長をもつて充てる。
- 4 部会長は、部会の会務を総理する。
- 5 部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第7条 連絡会及び作業部会の庶務は、保健福祉局保健衛生部保健衛生総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月12日から施行する。

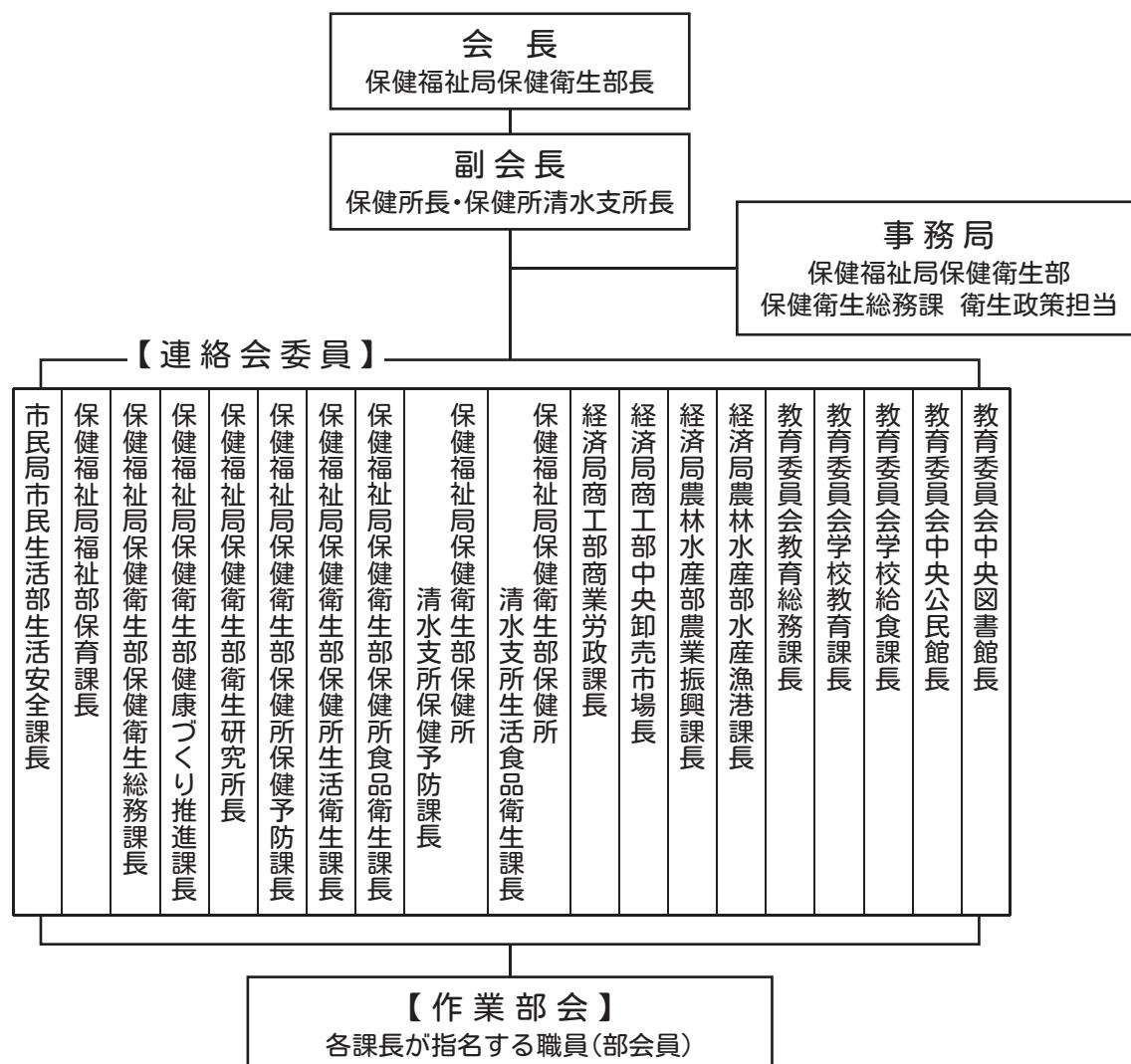
別表（第3条関係）

市民局市民生活部生活安全課長
保健福祉局福祉部保育課長
保健福祉局保健衛生部保健衛生総務課長
保健福祉局保健衛生部健康づくり推進課長
保健福祉局保健衛生部衛生研究所長
保健福祉局保健衛生部保健所保健予防課長
保健福祉局保健衛生部保健所生活衛生課長
保健福祉局保健衛生部保健所食品衛生課長
保健福祉局保健衛生部保健所清水支所保健予防課長
保健福祉局保健衛生部保健所清水支所生活食品衛生課長

経済局商工部商業労政課長
 経済局商工部中央卸売市場長
 経済局農林水産部農業振興課長
 経済局農林水産部水産漁港課長
 教育委員会事務局教育総務課長
 教育委員会事務局学校教育課長
 教育委員会事務局学校給食課長
 教育委員会事務局中央公民館長
 教育委員会事務局中央図書館長



平成17年度 静岡市食の安全対策推進連絡会組織図



平成17年度 静岡市食の安全・安心意見交換会の開催について

1 ● 設置理由

「食品安全基本法」第13条(情報及び意見交換の促進)には、「食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じなければならない。」とされており、意見の交換には、生産から消費までの食品供給行程の各段階に従事する人たちと消費者の参加が欠かせない。

このため、静岡市食の安全対策推進のための意見交換会を次のとおり開催することとし、食の安全・安心アクションプラン(行動計画)の策定に資するとともに、消費者、生産者、食品関連事業者、学識経験者の意見交換と相互理解を図るものとする。

2 ● 所掌事務

- (1) 生産から消費にいたる過程の食の安全の確保・安心の提供に関すること。
- (2) 食の安全の確保・安心の提供に係る消費者、生産者、食品営業者等の相互の理解と協力に関すること。
- (3) 静岡市食の安全対策推進事業の基本方針(案)及び平成18年度静岡市食の安全・安心アクションプラン(行動計画)(案)に対する意見の聴取に関すること。

3 ● 委員数、委嘱等

- (1) 意見交換会の委員数は、10人とする。

食品供給行程の種別	選出区分及び会員の所属団体
消費者	静岡市食生活改善推進協議会
	しづおか市消費者協会
	生活協同組合コープしづおか
農業生産者	静岡市農業協同組合
	静岡県農山漁村ときめき女性
漁業生産者	静岡漁業協同組合
食品事業者	(株)ヤクルト本社 静岡工場
	静岡県飲食業生活衛生同業組合静岡支部
学識経験者	静岡県栄養士会
	東海大学短期大学部

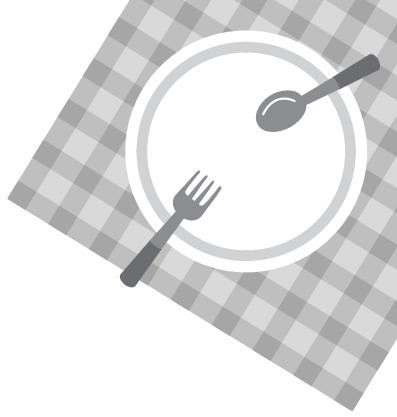
(2) 委嘱の期間は、平成17年度末までとする。

4 ● 開催の方法

- (1) 保健福祉局保健衛生部長が、1年間に2回以内で招集する。
- (2) 委員の中から座長を定め、会を進行する。
- (3) 会議は公開とする。また、傍聴人にも意見交換に参加してもらう形したい。
- (4) 実施内容
 - ① 静岡市の食の安全・安心に関する「テーマ」について、委員が意見を表明する。
 - ② 静岡市食の安全対策推進事業の基本方針(案)及び平成18年度静岡市食の安全・安心アクションプラン(案)について、意見を述べる。

平成17年度 静岡市食の安全・安心意見交換会委員名簿

委員氏名(敬称略)	所属団体及び職名	選出区分
小澤絹子	静岡市食生活改善推進協議会 会長	消費者
佐藤エイ子	しづおか市消費者協会 会長	
山口和章	生活協同組合コープしづおか 組織本部長	
海野フミ子	静岡市農業協同組合 理事	農業生産者
杉山万珠子	静岡県農山漁村ときめき女性(杉山農園)	
斎藤政和	静岡漁業協同組合 専務理事	漁業生産者
相沢孝好	(株)ヤクルト本社静岡工場 品質管理課長	食品事業者
藤嶋悦郎	静岡県飲食業生活衛生同業組合静岡支部 副支部長(株)正悦代表取締役社長)	
白木まさ子	静岡県栄養士会 (静岡県立大学食品栄養科学部 助教授)	学識経験者
仁科徳啓	東海大学短期大学部食物栄養学科 教授	



静岡市食の安全対策推進事業
基本方針及び
平成18年度静岡市食の安全・安心
アクションプラン

発 行： 平成18年3月

静 岡 市

事務局： 静岡市保健福祉局保健衛生部

保健衛生総務課 衛生政策担当

電話 054-221-1549

Fax 054-251-0035

eメール：hokeneisei@city.shizuoka.jp

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています

この冊子のインクは大豆インクを使用しています。

